

君津中央病院保育所運営業務委託仕様書

君津中央病院企業団の発注する君津中央病院保育所の運営に係る業務委託は、下記により行うものとする。

1 業務名

君津中央病院保育所運営業務委託

2 施設の概要

(1)設置場所

千葉県木更津市桜井 1 0 1 0 番地

(2)施設名称

君津中央病院保育所

(3)施設状況

ア 構造 鉄骨造 1 階建 1 棟及び木造 1 階建 1 棟、専用建物
園庭

イ 面積 延床面積 東園舎 192.72 m²／西園舎 492.71 m²
(内、保育室 358.49 m²、配膳室 11.87 m² ほか)

3 業務内容

病院の職員が保護者である乳幼児を対象とした保育所の運営全般

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 3 6 ヶ月間

5 委託条件

次に定める条件をすべて満たしていること。

- (1) 君津中央病院保育所運営業務委託公募型プロポーザル募集要項に掲げられている参加資格を全て満たすこと。
- (2) 法令及び例規の規定を遵守し、保育所運営を実施すること。
- (3) 認可外保育施設指導監督の指針（平成 1 4 年 7 月 1 2 日雇児発第 0 7 1 2 0 0 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び認可外保育施設指導監督基準に基づき、保育所運営を実施すること。
- (4) 保育以外に従事する職員は、病児保育を実施するための看護師、主に給食の運搬・配膳・衛生管理のための調理員とすること。

- (5) 保育に従事する職員数は、保育児の年齢等の状況により適宜増減し、定員数の変更が生じた場合は病院と協議の上委託料の見直しを行うこと。
- (6) 保護者等から、情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、君津中央病院企業団情報公開条例（平成18年条例第13号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により対応すること。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、保育の実務経験が10年以上ある保育士1名を業務責任者として配置すること。
- (8) 保育料及び給食費（おやつ代を含む）の徴収は、病院が行うものとする。ただし、徴収に係る資料の作成は受託者が毎月個人ごとに集計し、病院に提出するものとする。なお、時間外延長保育料については、病院が委託料とは別に受託者に支払うものとし、その単価は協議の上決定するものとする。
- (9) 保育所施設の清掃等の管理運営上必要な業務は、受託者が行うものとする。
- (10) 給食等の調理は、病院が行うものとし、保育所への搬入及び配膳については、受託者が行うものとする。なお、給食等の調理、提供に必要な資料の作成は受託者が毎月個人ごとに集計し、病院に提出するものとする。

6 対象児

病院の職員が保護者である生後57日目から小学校就学前までの乳幼児

7 保育日

通常保育は、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始のうち3日を限度として病院の指定する日に通常保育を実施するものとする。

夜間保育は、火曜日及び金曜日に実施する。ただし、翌日が国民の祝日及び年末年始に該当する場合は、実施しない。

病児保育は、月曜日から金曜日までとする。

8 保育時間

通常保育 午前7時から午後7時までとする。（時間外延長保育あり）

夜間保育 午後4時から翌日の午前10時までとする。

病児保育 午前9時から午後5時30分までとする。

9 利用予定定員及び保育士等数

通常保育の定員は100人とする。保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項に定める基準を下回らないこと。ただし、2人を限度として保育士に代えて保育士の指導のもと保育をできる者としてとることができる。

夜間保育の定員は概ね8人とし、保育士2人以上とする。ただし、定員は、児童の年齢及び発達状況に応じ、変動するものとする。

病児保育の定員は概ね3人とし、看護師（看護師又は同等以上の資格を取得した者）1人以上とする。

上記のほか、給食にかかる衛生管理や配膳を主に担当する調理員1人とする。ただし、勤務時間については病院と協議のうえ決定することができる。

保育所利用予定児の年齢構成については以下のとおり。ただし、年齢構成の大幅な変更、定員を大きく下回る受入れ、又は定員を超過する受入れが見込まれる場合は、別途協議するものとする。

また、翌年度以降の定員数については毎年度見直しを行うものとする。

区分	人数
0歳児	9人
1歳児	24人
2歳児	21人
3歳児	18人
4歳以上児	28人
計	100人

10 保育方針

児童憲章の理念を日常の保育において実践し、児童の健全な心身の発達を図ることを目的として保育する。

併せて、3歳以上の幼児にあっては、心身の発達段階に則した教育を提供できるよう努める。

11 保健・安全

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、保育児に対して年2回の健康診断を実施すること。

(2) 保育業務従事者の健康管理は受託者が行うものとする。

(3) 受託者は、保育所の施設設備・遊具・備品類等の定期点検を行い安全

確保に努めること。

1 2 児童の事故への対応

受託者は児童の事故が発生しないように万全の対策を講じ、病院はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、受託者は速やかに病院に報告するとともに誠意をもって対処するものとする。また、受託者は保育施設賠償責任保険に加入し、その保険内容がわかる証書等の写しを病院に提出すること。

1 3 危機管理

- (1) 受託者は不法侵入者対策訓練等の十分な防犯対策を行い、犯罪被害防止に努めること。
- (2) 受託者は自然災害、人的災害及び事故等に対し、あらかじめ対応マニュアル等を作成すること。
- (3) 受託者は消火訓練及び避難訓練等を適宜実施し、災害及び事故の対応について万全を期すること。また、設備等の安全点検についても定期的に実施すること。
- (4) 災害や感染症流行時の保育所運営にあたっては病院と協議の上対応すること。

1 4 帳簿の整理

受託者は、業務に必要な次の帳簿を備え、発注者からの求めに応じ提示又は提出するものとする。

- (1) 入所児及び保護者の氏名、入所児の生年月日、保護者の連絡先、入所児の在籍記録が確認できる帳簿
- (2) 身体記録簿
- (3) 保育（業務）日誌
- (4) 入所児の出欠記録簿
- (5) 入所児の登降園記録
- (6) 園だより等の発行（毎月1回以上）
- (7) 職員の勤務状況が分かる帳簿
- (8) 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿
- (9) 労働基準法等の他法令に基づき、施設ごとに備え付けが義務付けられている帳簿類

1 5 費用負担の区分

(1) 病院が負担する費用

- ① 保育所運営上必要となる電気、水道、ガス料金の光熱水費
- ② 建物、設備等の修繕費
- ③ 給食材料費
- ④ 給食に必要な食器並びに備品費

(2) 受託者が負担する費用

- ① 業務に従事する職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
- ② 業務遂行上の必要により使用する電話、FAX・インターネットに関わる通信費並びに消耗品費
- ③ 業務に必要な消耗品及び保育材料（絵本、おもちゃ等）
- ④ 賠償責任保険料
- ⑤ 保育児に対する健康診断費用

なお、原則として受託者は保護者から保育に係る費用等は徴収しない。保育に必要な物品でその実費等を保護者から徴収する必要がある場合は、事前に病院と協議したうえで徴収するものとする。また、受託者が購入を負担する保育材料等によって、病院が負担する費用に影響することが見込まれる場合には、事前に協議の上で購入を実施する。

1 6 業務の負担区分

	項目	当院	受託者
1	認可外保育施設に対する指導監督	○	○
2	入所案内等作成	○	○
3	入退所等の申請及び決定事務	○	
4	入退所等の手続き		○
5	保育料及び給食費（おやつ代を含む）の徴収に必要な資料等の作成		○
6	保育料の徴収	○	
7	保育所運営（職員採用、保育内容の調整と利用者へのサービス提供）		○
8	備品購入	○	

9	日用品等（ゴミ袋、トイレットペーパー、救急用品等）の消耗品及び保育材料の購入		○
10	給食等に係る必要な資料等の作成と配膳		○
11	給食等の調理	○	
12	施設の維持管理（保守・点検等）	○	○
13	施設の維持管理（日常管理）		○
14	安全衛生管理		○
15	保育に係る苦情等の対応		○
16	施設賠償責任保険・災害保険への加入		○
17	一時的な災害への対応		○

1 7 業務の引継ぎ

契約終了に伴う業務の交代については、当院担当職員の指定した期間において引継ぎ業務を行うものとし、相互の業務責任者が責任を持って、必要な事項について十分な引継ぎを行うこと。

1 8 その他

この仕様書に明記されていない事項があるときは、病院、受託者双方で協議して定める。